

Title	「三〇年代」におけるハロルド・ラスキの「思慮なき服従」論の展開：マルクス主義の受容をめぐる
Sub Title	The development of Harold Laski's theory of 'unthinking obedience' in 'the Thirties' : on his reception of Marxism
Author	梅澤, 佑介 (Umezawa, Yusuke)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2014
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.100, (2014. 3) ,p.257- 288
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20140315-0257

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三〇年代」におけるハロルド・ラスキの

「思慮なき服従」論の展開

——マルクス主義の受容をめぐる——

梅 澤 佑 介

- 一 はじめに
- 二 多元的国家論の自己批判
- 三 「三〇年代」におけるラスキの個人主義的服従論
- 四 「三〇年代」におけるラスキの「思慮なき服従」論
 - (一) 自由主義の思想的背景と労働者階級
 - (二) 民主主義、資本主義、ファシズム
- 五 結 論

一 はじめに

ハロルド・ラスキ (Harold J. Laski: 1893-1950) は、二〇世紀前半に活躍したイギリスの政治学者であり、一般的に彼は、一九二〇年代には多元的国家論の立場を採っていたが、「三〇年代」以降⁽¹⁾ (厳密には一九三一年八月二五日の挙国政府成立以降) はマルクス主義を受容したと言われている。

本稿の目的は、その「三〇年代」におけるラスキのマルクス主義の受容——とりわけ階級国家観の導入——が、それ以前 (以下、「前期」とする。) からの彼の政治思想にいかなる変化を生じさせたのかを考察することである。

従来のラスキ研究において、彼の政治思想を五つの発展段階に分け、その変遷と矛盾を徹底的に批判したハーバート・ディーンの研究が一定の基準としての機能を果たしてきたことは疑いえない⁽²⁾。しかし彼のラスキ研究は冷戦下のアメリカという特殊な歴史的状況の産物であり、終始散見されるラスキへの人格攻撃はまるで赤狩りの様相を呈しており、事実、個々の批判的解釈も極めて不当なものが多い⁽⁴⁾。

またディーンとは対照的に、ラスキの政治思想の連続性に着目した研究者ベルナルド・ザイルストラがいるが、彼によればラスキの政治思想の根幹をなす要素は一九二五年出版の名著『政治学大綱』(A Grammar of Politics) の中ですでに示されており、「三〇年代」以降の彼のマルクス主義への傾倒は、一九三一年の挙国政府成立という出来事「ラスキの政治的見解の比較的見えにくかった多くの側面を結晶化」したものにすぎないとしている点で、マルクス主義受容がラスキの政治思想に及ぼした影響を過小評価している⁽⁵⁾。同様の観点から、ラスキのマルクス主義受容を単なる「強調点や言い回しの変化」と見なすW・H・グリーンリーフの研究も不十分である⁽⁶⁾。

そもそもザイルストラやグリーンリーフのように、ラスキのマルクス主義受容が「三〇年代」以降の彼の政治思想

に何ひとつ本質的な変化を及ぼさなかったと主張するのは困難である。というのは、少なくとも一九三八年に書かれた『政治学大綱』第四版の序文「国家論の危機」(Crisis in the Theory of the State)の中でラスキは、いかなる国家論もそれがつくり上げられた時代から切り離して理解することはできないという彼の信念に則って、自身が前期に採用していた多元的国家論に対する自己批判を行っているからである(CTS:i[一六九])。

また、比較的新しい研究としては、ピーター・ラムによる諸論文がある。⁽⁷⁾彼は、ラスキの思想的一貫性にほとんど目を向けないディーンと、ラスキの連続性を過度に強調するザイルストラやグリーンリーフの双方の立場を批判した点においては本稿と近いバランスを保っている。⁽⁸⁾しかしながら、ラムの研究はラスキの生きた時代や彼の意図から彼の政治理論を切り離してその現代的意義を問うたものであったため、彼がそもそもなぜマルクス主義を受容することが必要であると考えたのかということを明らかにしていない。また、主権論に視野を絞ってラスキの一貫性を示そうとしているがために、彼が主権論から自由主義というより大きな主題——主権論はその一部の要素にすぎない——に分析対象を移したことを看過してしまっている。

以上、まとめて言えば、従来のラスキ研究は、マルクス主義の受容によってラスキの政治思想がいかなる変貌を遂げ、またいかなる面において前期の要素を継続していったのかという問題を十分に論じてこなかった。そこで本稿は、ラスキの政治思想を「個人主義的服従論」という彼の理念に関わる部分と「思慮なき服従」論という現実分析を中心とする部分とに——両者は相互に密接に関連しているものの——分け、「三〇年代」のマルクス主義受容以前から変わらず一貫している自らの「個人主義的服従論」に基づく自由を実現するために、マルクス主義的分析手法を導入することによって、ラスキが自身の「思慮なき服従」論に変更を加えたということを明らかにする。そのために、まずはラスキ自身によるマルクス主義受容以前の「多元的国家論」に対する自己批判を検討する。次に、彼の「個人主義的服従論」が前期からほとんどかたちを変えずに存続していることを確認する。そして最後に、彼の「思慮なき服

従」論がマルクス主義の受容によって被った変化について論ずることを通じて、ラスキ研究に新たな視座を提供したい。

二 多元的国家論の自己批判

ラスキはその前期において、「多元的国家論」という政治理論を採用していた。彼はその理論に基づいて「法的」(legal) 範疇と「道德的」(moral) 範疇との区別を強調し、主権概念の検討を通じて、その「法学的正しさ」(legal right) だけに関心を抱く法実証主義や、「法学的正しさ」を「道德的正しさ」(moral right) と同一視するイギリス理想主義のような立場を政治学に適さないものとして批判した。⁽⁹⁾そして彼は、国家主権は確かに「法学的正しさ」を有するものの、その「道德的正しさ」は市民がそれに対して下す判断によって決まるものであり、その点では国家と他の集団との間には何らの違いもないと考えた。⁽¹⁰⁾

このような態度の根底にはプラグマティズムを撰取して練り上げられた彼特有の自由論があった。それによれば、世界は普遍的真理が存在するような一元的世界 (universe) ではなく諸個人の経験に基づく複数の真理が存在する多元的世界 (multiverse) であり、個人はそのような経験の積み重ねによって形成された自らの良心に基づいて判断を下し行動をすることによってのみ自由となる。⁽¹¹⁾そして、国家行動を諸個人の良心に基づいたものとしていくためには、諸個人が国家行動の引き起こす結果の「道德的正しさ」を不断に吟味し(このような態度を彼は「機能主義 (functionalism)」と呼ぶ)、一人ひとりが服従の可否を判断し、ときには反対の声を上げる必要がある。⁽¹²⁾これがラスキの「個人主義的服従論」である。

だが彼は他方で、国家の統治形態とそこで生活する市民の態度には相関関係があるとした上で、市民の生活と政府

の決定がかけ離れた中央集権的な統治形態の下では市民は「思慮なき服従」に陥る傾向があると考えた。それゆえ、多元的国家論の最終的な目標は、権力を広範に配分することによって市民の主體的な態度を涵養し、諸個人の自由を實現することとされた。⁽¹³⁾

しかしながら、ラスキによれば、「三〇年代」という時代に問題となっていたのはもはや国家の形態などという些細な問題ではなく、国家の本質、そのものであった。そして彼が当時直面していた危機というのは、資本主義的社会構造の本質に関わる危機であるということを認識しなかり理解しえないものである (CTS: ii [170])。挑戦を受けているのは、資本主義的社会構造を正当化する自由主義的国家理論 (the liberal theory of the state) なのだ。彼はそのような国家理論が基づく仮説を次のように説明している。「それは、いかなる政治社会にも、それが無秩序を避けようとするのであれば、あらゆる者に命令を下し、いかなる者からも命令を受けないような最高権力が存在しなければならぬということである。この権力が主権である。そしてそれは、主権の運用を委託された政府によって、国家の名の下に行使されてきた」 (CTS: iii [171]) —— 傍点筆者。

先述の通り、前期に彼は多元的国家論の立場から主権概念の批判的検討に情熱を傾けた。「三〇年代」に彼の批判的検討の対象となった自由主義的国家理論も主権論に基づいていた。つまり、批判の直接的な対象が自由主義的国家理論に移ったとはいえ、「三〇年代」に入ってから依然として、彼は主権論に対する批判的な態度を維持していたのである。⁽¹⁴⁾

だが、その批判のために用いる分析手法としては、かつて彼が採用していた多元的国家論だけでは十分ではない。ラスキによれば、資本主義国家の本質に関わる当時の諸問題を解明できる国家理論は、マルクス主義的国家理論においてほかにないのである (CTS: v [175])。彼はいま多元的国家論の欠点を次のように指摘する。「多元論は階級関係の表現としての国家の本質を十分に認識していなかった。国家が社会の法的根本原理を定めてそれを統制するた

めには、不可分かつ他の何者にも責任を負わない主権を自らが持っていることを主張しなければならないという事実を、多元論は強調しなかったのである」(CTS: vi-ii [一八六])。

なるほど、ラスキは前期の諸著作において、道徳的な意味において国家を他の集団と同等のものとして見ていたのと同じに、法学的仮説の上では国家は他の集団に優越しており、しかも実際に他の集団に対して自己の意志を貫徹させる手段としての強制装置を保持していることを認めていた。多元論の時期、すなわち「三〇年代」以前のラスキは、前者の道徳的観点を強調することによって、彼の問題視する思慮なき服従をイデオロギー面で支えるものとしての一元的国家論の相対化を試みた。そしてその多元論の達成すべき目的は、権力の広範な配分を通じて、国家行動に黙従する大衆を主体的な市民へと変容させることによって個人の自由を実現することであった。¹⁵⁾ しかしながら、いまや強調点は後者の法学的観点——その中でもとりわけ現実的な側面——に移った。つまり彼は三〇年代以降、国家が現実において強制力を行使してその意志に市民を従わせているという構造自体を問題にしたのである。

しかし、ラスキは多元論のすべてを放棄してしまったわけではなかった。むしろ、

多元論の目的はより大きな目的の中に吸収される。(……) もし国家が不可避免的に生産手段を所有する階級の道具にならざるをえないということが事実であるとすれば、多元論者の目標は階級なき社会をつくり出すことでなければならぬ。その目標が達成されれば、国家の最高強制権力が存在する余地はなくなる。なぜなら、そのようなものは必要ではなくなるからである。

(CTS: xii [一八七]——傍点筆者)

権力を広範に配分することによって諸個人の自由を実現するという多元的国家論の目標を彼が捨て去ってしまったわけではないことは、この主張からも読み取れる。前期から変わったのは、その目標を成就するためには、その前提条

件としての「階級なき社会」をまずは実現する必要があるという認識に彼が至ったということである。

彼によれば、階級関係が除去されたあかつきには、「社会の真に分権的な性質が制度的表現を与えられたような社会的組織体が想定しうるようになる。このような社会的組織体においては、権力は形式においても表現においても多元的なものとなりうるだろう」(CLS: xi「二八八」)。換言するならば、権力の広範な配分を妨げているのは階級関係であるということラスキは認識するようになった。彼はマルクス主義的階級国家観に従って、国家を階級関係の維持のための資本家の道具と見なすようになった。それゆえ彼によれば、(後述するように)とりわけ危機の時代においては、国家は労働者の民主主義的権利を制限するための強制装置となるのである。

多くの研究者が指摘している通り、⁽¹⁶⁾そしてこれまで何度も述べてきた通り、ラスキがマルクス主義的階級国家観を用いるようになったのは「三〇年代」に入ってからのことである。彼はこのような自らの理論の展開過程を、「三〇年代」も終わりに近づいた一九三九年に次のように振り返っている。まず一九一四年から二〇年までのカナダ・アメリカ力滞在中に、

抽象的な政治的自由は、それが経済的な金権政治の支配に従属しているかぎり、いかに意義を見出しえないものであるかを私は学んだ。(……) アメリカから帰ってきたときには、私は、平等な状況を除いては、自由は無意味であることに確信を抱いていた。そして平等というものもまた、生産手段が社会的に所有されていないかぎり無意味であるということを理解しはじめていた。⁽¹⁷⁾

ここで注目すべきは、まだマルクス主義的分析を自身の理論に導入する以前から、彼が経済的平等を政治的自由が機能するための前提条件として捉えていたことである。この構想自体は「三〇年代」における彼のマルクス主義受容をきっかけにして得られたものではなかった。

ただし彼によれば、「それはまだ、歴史の歩む過程への洞察とはなっていないかった」⁽¹⁸⁾。つまりこの時点ではまだ彼は、資本主義国家における階級関係の重要性を十分に認識していなかったがために、国家行動がある少数者の集団の利益に偏ることを、市民の不断の監視によって防止することができると信じており、その意味では、階級関係そのものを廃棄することの歴史的必然性を認識していなかった。⁽¹⁹⁾

しかしながら、労働争議の調停や政治的ジャーナリズム活動、外国での講演などの経験を通じて、彼は自身の政治理論を修正することになった。彼は次のように回顧している。

これらすべての活動から私が学びとった重要な教訓は、マルクス主義の哲学が持つ広範な真理である。(……)一九二〇年にイギリスに帰ってきたときには、私はまだ、民主主義の原理が徐々に経済関係に浸透(permeation)していくのが観察されるであろうという希望を持っていた。しかし私はやがて、いかなる階級も決して自発的に権力の所有を放棄することはないという結論にたどり着いた。生産手段の私的所有があるかぎり、労働者階級が国家権力を奪取することなしには、民主主義の理念が階級という障壁を乗り越えることはできないということを、私は自覚するようになったのである。⁽²⁰⁾

このように彼は「三〇年代」以降、民主主義的な手続きによる生産手段の社会化の可能性を、絶望をもって見るようになったのだ。

そしてこのようなラスキの絶望が彼の政治思想に初めて明確なかたちで現れるのは、一九三一年八月二五日の挙国政府成立を受けて書かれた論文「危機が意味すること」(‘Some implications of the Crisis’)においてである。

一九三一年八月、世界恐慌のあおりを受けて経済的危機に直面していたイギリスの労働党政府は、失業手当の削減を含む財政緊縮によってこの危機を切り抜けようとした。しかしこのような緊縮案は当然、ポンドの信用維持と引き

換えに失業者を犠牲に供するものであると目されて労働党内での激しい反発を招き、党内は緊縮案を支持する党首ラムゼイ・マクドナルド派とその反対派とに分裂し、同月二十四日、半数近い大臣の辞任表明をもって労働党政府は倒壊した。経済的危機が生み出したこのような政治的危機を收拾すべくして発足した内閣こそが、かの「挙国政府」(national government)であった。挙国政府は保守党四人、労働党四人、自由党二人のわずか一〇人からなる小さな内閣であった。しかしその実態は、挙国政府とは名ばかりの保守党主導政権であった。

労働党の一員であったラスキは、マクドナルドの行動を非難して次のように述べた。ポンドの信用失墜を恐れた銀行家たちの警告にマクドナルドが屈したという事実が物語っているのは、「社会主義国家は資本主義を暴力的に破壊しなければ建設できるものではないということである」⁽²¹⁾。ラスキは若い頃からフェビアン協会を通じてすでに労働党に入党していたものの、資本主義的社会構造そのものの変革に自身の著作の中で言及したのはこれが初めてであった。資本主義に対するこのような問題意識は一九三一年以降初めてラスキの思想に生じたものである。というのは、

「三〇年代」以前の彼は、厳密な意味で「フェビアン主義者」であったか否かは別として、少なくともフェビアン協会の標榜する「浸透(permeation)」作戦⁽²²⁾に対するある程度の共感を持っていたからであり、すなわち資本家が理性的な議論によって説得される可能性に対して極めて樂觀的であったからである。彼は権力の広範な配分によって諸個人の自由に対する関心が高まれば、諸個人は徐々に自分たちの良心に即さないような政策や立法には不満の声を上げるようになり、そして国家の側もその声に耳を傾け、結果として国家行動は自ずと諸個人の経験に基づいたものとなっていくはずだと信じていた⁽²³⁾。しかし実際に生じた不満の声に対して国家のとった行動とは、その強制力を行使することによって不満の声を押さえつけるというものであった。一九二七年の労働争議および労働組合法(Trade Disputes and Trade Unions Act)、三四年の不満扇動防止法(Increment to Disaffection Act)、三六年の公共秩序法(Public Order Act)の⁽²⁴⁾立法措置はまさに国家が資本家の利益となるような現存秩序を維持するための道具でしかないことを

裏づける事例であった。彼によれば、資本家階級は「国家を、自分たちの利潤が最大限に確保される状態を促進する組織(……)としか考えていない」(p.30「八」)。つまり、いくら説得による「浸透」を試みたところで、資本家は国家権力を駆使して何とか自分の特権にしがみつこうとするのである。

このことはまた、一九三〇年に『近代国家における自由』(*Liberty in the Modern State*)が出版されたときになっても権力の広範な配分がいかにしてなされるのかという問題に関しては彼がほとんど論じてこなかったことも密接に関連している。前期の彼の多元的国家論は権力の広範な配分によって個人の自由が実現されると論じたが、その配分の方途に関してはほとんど議論が及んでいなかったのである。

三一年以降、彼はこのことを反省して自身の理論をマルクス主義によって補強する必要があるようになった。つまり、権力の広範な配分を可能にするためには、資本家の善意に頼るのではなく、国家を廃した階級なき社会の実現が必要であると考えようになったのである。したがって、資本家階級の利益追求の道具として国家を見る階級国家観をラスキが採用したのは、挙国政府成立以後と見なすことができるだろう。

三 「三〇年代」におけるラスキの個人主義的服従論

だが、何度か述べてきたようにこれはかつての立場の全面的放棄ではない。一九三五年出版の『理論と実践における国家』(*The State in Theory and Practice*)は彼のマルクス主義的国家観を理論的に定式化したと言われているが、われわれはそこに、彼の政治思想における前期からの連続性を明白に見てとることができる。

まず彼は、個人が国家に服従する根拠に関して、人びとは国家の理論的目的ではなく現実の経験世界において国家行動のもたらす結果に基づいて国家に服従すべきか否かを決めるなければならないという前期と同様の機能主義的な

議論をこの著作の中でも繰り返している。すなわち、人びとは国家に対して、単にそれが国家であるからという理由のみによって忠誠を捧げるべきではない (STP: 17-8 [11-11])。法実証主義およびイギリス理想主義に向けられたこのような批判は、国家が他の集団にあらゆる面で優越するという主張を否定する点において、前期に展開された多元的国家論の重要な要素であった。そして彼はあくまでも国家主権の形式性を強調し、「それはある構造の叙述であって価値判断の帰結ではない」と述べ、価値判断と事実判断との区別を明確にしている (STP: 22 [六-七] —— 傍点筆者)。

このような区別に基づき、彼はまず法実証主義を批判して、「法学者は、国家がその市民からの服従を要求することの諸目的を考察するのは不必要であると見なすかもしれない。しかし政治家は、これらの目的の意味することを一瞬も忘れようとはしない」と、法学とは区別された政治学の役割を強調した (STP: 38 [110])。その役割とはすなわち、道徳的価値判断に基づく国家行動の吟味である。またイギリス理想主義的国家論も、ヘーゲル哲学に依拠して現実と理想とを等置することによって、現実の国家が市民の忠誠を要求する権利の基づく諸条件を満たしているか否かといった問題を未解決のまま残す点において、政治学固有の仕事を放棄するものであると糾弾されている (STP: 56 [115])。

これらの批判の基礎には先に述べた「法学的正しさ」と「道徳的正しさ」との区別がある。すなわちラスキは、法実証主義やイギリス理想主義によってそれらの両者が混同されていることを批判したのである。そしてそのことは、「合法性」(legality) と「正当性」(legitimacy) という別の一对の概念によっても表現されている。彼は主権の合法性と正当性に関して、次のように述べている。

事実には忠実であるとするならば、われわれは国家を、それ自体のうちにあらゆる社会的目的を内包し、かつそれらの目的の正、

当性を定めるものと見なすことはできない。なるほど、国家はそれらの目的の合法性を決定する。国家は、自己の要求に対してそれらの目的が従属するように合法的に強制しようとすることはできる。しかし、合法性への従属が、定義された主権の性質から導き出される形式的かつ観念的な帰結以上の何ものかであると考えるのは、まったくその本質を見誤ることになる。正当性は、「合法性」とは言説のまったく異なる領域に属する事柄なのである。(STP: 68「四五」——傍点および「」内筆者)

政治学は合法性のみならず、正当性の問題を取り扱う学問なのである。

さらに法に議論を限定すれば、合法性とはつまり、法の「形式的・法学的意味」のことである。この意味の法は、ある決定を強制しようとする意志の単なる表明であり、それは主権に依存するものである。一方で政治学は、正当性に関しては、法の意味のより細かい峻別を要請する。それはすなわち、法の「政治的意味」と「倫理の意味」との峻別である。形式的声明にすぎなかった法は、まず「政治的意味」において、人びとからの容認を受けて実効性が与えられる。しかし、単に法に実効性があるというだけでは、その法は「倫理の意味」における法とはならない。表明された法が、その目的が達成されることが道徳的に正しい (morally right) という理由から従われる場合にのみ、その法は「倫理の意味」を獲得するのである (STP: 81「五六―七七」)。すなわち、彼にとって正当性を満たす法とは「倫理の意味」における法のみであった。

彼はその具体例として、一九三四年六月三〇日にナチ党が下した突撃隊の肅清命令を挙げて次のように論じている。その命令は、「有効に施行され、かつその国家に支配されていた人民によって容認されたという意味においては法であった。だが、もし自主的な判断を下しうる立場にあったならば、大多数の人びとはそれらの命令を、倫理的に常軌を逸したものと見なしていたであろうと思われる。力はいかに強くても正しさにはならないのである」(STP: 82「五七」)。つまり、ある法が「主権者」によって定められたという事実はもとより、その法が市民によって遵守され円滑

に施行されているような状況さえも、その法が道徳的に正しいことの証明にはならない。なぜならば、「政治的意味」の法は思慮なき服従によっても支えられうるものであり、諸個人が盲目的に法に服従しているような状況は「道徳的存在」としての市民の自由とは両立しないからである。それゆえ、彼にとって法の正当性の基礎である市民の同意は、市民が主体的な判断を下しうるような状況の下で示されたものでなければならないのだ。彼はイタリアやドイツにおけるファシズム支配の現実を通じて、法に対する反対の声の不在は必ずしも同意の存在を意味しないという洞察を導き出したのだろう。そして、これは非ファシスト国家の労働者階級に関しても当てはまる。すなわち、労働者階級が長時間労働に束縛されており、また政治的判断のための教育が受けられず、法によって結社の自由が抑圧されていた当時のイギリスのごとき国家においては、労働者階級は真の意味で自由であるとは決して言えないとラスキは考えたのである。

以上で見えてきたような「法学的」範疇と「道徳的」範疇との厳格な区別に加えて、法に対して道徳的な基準から判断を下す主体が個人であることも前期から一貫している。ラスキは、法はその施行に個人的良心が同意するときにのみ正当なものとなるという「個人主義的服従論」を引き続き採用している(STP: 82 [五七])²⁴。そして、その帰結として当然導かれうる無秩序の危険をも自ら認めているが、そのような危険を伴う服従論を彼があえて支持する理由は、国家の命令が自らの良心にそぐわないことを市民が国家に知らせるためには、その命令に対する服従を拒否するしか方法がないと考えるからである。それゆえ、自らの良心にそぐわない国家行動に対しては、抵抗によって反意を表明することが市民の義務ですらある。というのは、そのことによってのみ、国家行動は個人の経験に基づいたものとなりうるからである。国家の下す命令の道徳的性質を問うことなく、単なる命令の受領者と化してしまった市民は、ラスキにとっては、もはや道徳的な意味において市民たることをやめてしまっている(STP: 82-3 [五八])。「自らの道徳的確信に従って行動しえないならば、人びとは自由だとは感じないだろう」という自由論に基づいた前期ラスキの

「個人主義的服従論」⁽²⁵⁾は「三〇年代」に入ってからでも存続しているのである。

四 「三〇年代」におけるラスキの「思慮なき服従」論

以上のようにラスキの政治思想における「個人主義的服従論」は前期からほとんど変わらず維持されているのに対して、彼の社会的現実に関する分析はマルクス主義の導入によりさらに深化したと言ってよいだろう。「思慮なき服従」のメカニズムに関する彼の分析はマルクス主義受容を経てよりいっそう精緻化された。

先に見たように、諸個人の良心に基づく抵抗を通じて国家行動を諸個人の経験に基づいたものに変えていくという理想が一方で前期から存続しているものの、他方では、これもまた前期と同様に、少数者の支配に多数者が服従しているという一見不可思議にも思えるような現実が、ラスキの理論的出発点になっている。

T・H・グリーンにならって市民の義務としての反乱を唱えてみたところで、⁽²⁷⁾現実の一般的な傾向としては、たとえ人びとの不満が高まったとしても、法は守られ安定的に維持されている。「三〇年代」に入ってからラスキはその要因を次のように説明している。「法規範が維持されているわけは、それらの法規範に異議を唱える人たちも、法規範の背後にある権力に挑戦することができないからである」(CTS: vii [一七九])。

しかしマルクス主義的歴史観に則って考えれば、生産関係と生産力との矛盾が深まるにつれて労働者階級の不満も高まり、国家権力はいずれ革命の挑戦を受ける運命にあるはずだ。ところがラスキは、少なくとも第一次大戦以降の時代において生産関係と生産力との矛盾が顕現した——すなわち、後述するように、資本主義がその「膨張期」から「収縮期」に入った——と診断しているにもかかわらず (REL: 249 [二五一])、現実のイギリスでは依然として社会主義革命が起こっていない。なぜ革命は起こらないのか。

ラスキはその原因を、労働者の「思慮なき服従」に求める。「彼らは権力に服従することに慣れさせられている。また彼らは、歴史の動きから教訓を学び取るように訓練されてはいない。(……) 彼らは過酷な日々の生活に縛りつけられることによって、権力に服従するよう訓練されている」⁽²⁸⁾。労働者は自らの置かれた状況によって、社会構造に関する真理から遠ざけられているのである。そしてこのような大衆の政治に対する無関心と無教養が、少数者による多数者の支配といういびつな社会構造を可能にする条件なのである。

ラスキによれば、この「思慮なき服従」を正当化し支える役割を果たしてきたのが自由主義というイデオロギーである。ここで彼は、前期にも政治学のテーマであると考えていた、「慣れ親しんだ制度」と「真に必要な制度」との弁別という分析手法⁽²⁹⁾を、いまや主権論ではなく自由主義の歴史に適用する。『理論と現実における国家』公刊の翌年⁽³⁰⁾に出版された『ヨーロッパ自由主義の興隆』(*The Rise of European Liberalism*)は、自由主義をめぐる「慣れ親しんだ制度」と「真に必要な制度」との混同の歴史を描くことによって、『理論と現実における国家』におけるマルクス主義的国家理論に歴史的な基礎を提供するものであった。

(一) 自由主義の思想的背景と労働者階級

『ヨーロッパ自由主義の興隆』の中で、ラスキは自由主義を「一つの教説であるよりはむしろ心の習慣」であると規定した上で、「自由と平等との間に対立(……)をつくる傾向があった」心の習慣としての自由主義の、一六世紀から現代に至るまでの歴史を描いている(REL: 16-7 [六—七])。

まず彼は、一六世紀の議論の自由主義思想史に対する貢献は「経済的領域における教会の権力を破壊したことである」と述べている(REL: 58 [五一])。つまり彼の言う自由主義思想とは、教会権力からの経済領域における解放として始まったものである。それは彼によれば、宗教改革というかたちで宗教の領域において起こったものであった。そ

の解放の対象にはもちろん労働者も含まれていた。

重商主義とは、そのような台頭しつつある世俗的國家が自由主義の完全な達成へと向かう途上で採った最初的手段であった。それは、「経済的領域において社会統制の觀念を教会から國家にあつさりに移してしまう。(……) 國家行動の動機は、もはや善き生ではなく、富の獲得、富を生み出す諸条件を立法によって規定すること」となった (REL: 60 [五二])。

このような思想は、一七世紀においてはとりわけジョン・ロックによって強化された。彼は私有財産を理性の支配する自然状態においてすでに存在するものとし、この私有財産に対する人びとの權利を確實なものとするために成立したのが國家であると主張した。つまりラスキによれば、「私有財産が市民たることの事実上の資格であるような國家がつくられたのである。このような世界においては、自己愛と社会愛とが相互に等しいものとされうることが當然のこととして想定されるようになる」 (REL: 153 [一五二])。つまり、このような世界では、私利を追い求めることが当然肯定されることとなる。

また、重要なことに、ロックの教育論は支配者と服従者とに分かたれた世界を前提としている。「つまりロックにとって、教育に関するかぎりは、世界はすでに富者と貧者という二つの根本的な階級に分かたれているのである。一方の階級にとっては、訓育の目的は、国事においてであれ私事の処理においてであれ、とにかく支配する能力である。他方の階級にとっては、忠実で「富者の」役に立つ服従がその存在目的である」 (REL: 91 [八六] —— 「」内筆者)。つまり、ラスキの問題視する、生まれながらに支配者と被支配者とに分かたれた社会としての國家という觀念は、ロックの時代の自由主義に端を発するものであった。

こうして自由主義の原理に基づく世俗國家が確立すると、その原理はもはや重大な攻撃を受けることもなく当然のこととして受け入れられるようになった。しかしながら、自由主義の実態が「明らかにすると、これと有産者階級と

の連関はきわめて明白になる。その根本的な理想は安全 (security) である」(REL: 155 [一五四])。いまや自由主義は解放の原理ではなく、現存秩序の安定 (security) を維持するための道具となる。加えて、後述するように、ラスキによればこの「安全」ないし「安定」という理想は、支配階級のみならず被支配階級をも含む人間の欲求の傾向と緊密に結びついており、このような傾向は保守党の潜在的に有利な立場を支える重要な要素となるのである。

さて、一八世紀に入るとアダム・スミスが宗教改革以来続いてきた自由主義的国家理論の進化をいよいよ完成させる。

宗教改革は、社会的行動を統制する諸規律の源泉として、教会に代えて君主を置いた。ロックとその学派とは、これらの諸規律に社会的目的を浸透させるのにより適したものとして、君主に代えて議會を置いた。アダム・スミスは一段と進んで、いくつかの重要な例外は別として、議會はいかなる干渉も加える必要はないということを付け加えた。

ここに至って国家の目的は「安全」の保障に限定された。スミスはこのような主張から帰結する自由放任政策に、その支柱として「自然」(nature) と「理性」(reason) という権威を与えた (REL: 180-1 [一八二—三])。フランスにおける重農主義者たちも同様に、自らの理論を「自然」概念によって権威づけた。彼らは「人びとの不平等な能力は自然の中に存在するのであるから、所有の不平等は自然の命令に対する服従にほかならない」と主張した。そしてスミスも重農主義者とともに、経済の領域における有産者の自由放任が「社会的調和」を達成すると述べた (REL: 186 [一八八—九])。このように自由放任主義の原理は、一見すると労働者階級をも包含する社会の全体に対して普遍的な利益をもたらす原理であるかのように装ったのである。

またラスキによれば、自由主義がフランス革命を経る中で、その教説にはさらなる重要な変化が生じた。

つまり、中産階級³⁰⁾を解放する方法として出発した一つの教説は、一七八九年以後、労働者階級を統制する方法に変化したのである。(……) 革命の勝利者たちは自らの勝利を、教義的考案物の中でも最も単純なものによって正当化した。彼らは、彼らの自由が国民(全体)の自由でもあると宣言した。彼らは、彼らが自らの自己利益を追求すれば、必ず同時に、彼らに従属している人びとの利益をも達成することになると主張した。

こうして自由主義の諸教義は、「貧しい人びとに彼らの運命を甘受するようにしつける学校の役割を果たした」のである (REI: 208-9 [一一一—一二]——傍点および「」内筆者)。例えば、ヴォルテールはいかなる意味においても平等の価値を認めようとはしなかった。彼は、「無教育の大衆を永続させることが必要不可欠であり、財産を有し下僕を必要とする者は誰でも同じように考えるだろう」と語った。ラスキによればヴォルテールはこの点において、「人民が啓蒙されることの社会的帰結を恐れていたのである」 (REI: 215 [一二八—九])。啓蒙主義の哲学者たちは概して、第三身分の背後に第四身分と呼ぶ労働者階級がいることを無視した。「彼らは、彼ら自身の解放が労働者にとって有利に働くかと思ひ込み、それで満足していた」 (REI: 211 [一二六])。要するに、フランス革命期の思想家の大半は、資本家と労働者との不平等な地位を自然的秩序と同一視することによって、一方では労働者階級を教育の機会から遠ざけ、他方では資本家による私利の追求が社会的調和を達成するという言説を振りかざすことによって、このような不平等を維持しようとしたのである。

さて、ラスキはここまで見てきたような歴史観に基づいて、自らの立場であり、かつ自由主義に対する最も重要な攻撃と彼が見なす社会主義の主張を次のように説明している。「社会主義者が自由主義的観念を拒否した理由は単純に、彼らがその中に、普遍的なもののふりをしようとしている、歴史におけるいまひとつの特殊なものを見出したからである」 (REI: 240 [一四六]——傍点筆者)。

では、実際には有産者階級の特権な利益に資するイデオロギーである自由主義が、その信奉者からは普遍的なものであると疑いもなく信じられてきたのはなぜか。この問いに答えるにあたって、ラスキは「三〇年代」以前からの分析枠組みを再度適用する。すなわち、「慣れ親しんだ制度」と「真に必要な制度」との混同である。

自由主義の受益者たちは、「自分たちが慣れてしまっていた諸制度を社会の必要不可欠な基盤と混同したのである。(……) 彼らはもはや、(……) 自分たちの態度の道德的な正しさ (the moral rightness) に疑いを持たなかった」(REL: 246 [1153])。つまり、彼らは現実^{デ・ファクト}において機能している既存の支配関係を、道德^{モラル}的に正しい支配と同一視したのである。自由主義の——そしてすなわち、自由主義イデオロギーに基づく資本主義的社会構造の——受益者たちはいまや、自分たちの特権を当然の (natural) ものとして享受しているのである。

しかしながら、ラスキにとって真の問題は、有産者階級のみならず、労働者階級までもが富める者の特権を「自然なもの」と見なしている状況である。要するに彼の主張は、「特権によって生活している人たちが、かつてはその言い分であったような積極的な機能を果たすことがもはや実際には要求されていない今日においても、この不平等な社会の惹起する心理が、彼らの特権を当然のもの (natural) であるかのように思い込ませることによって、彼らの特権の防備を固める働きをしているということである」(DC: 118 [104—5])。

そしてこのような大衆の無知蒙昧な態度は、支配階級によって意図^{インテント}的に維持されてきたものである。というのは、大衆の無知ゆえの政治的無関心は、政府の活動を円滑に進行させるためのいわば安全弁の役割を果たすものであり、「不平等の上に打ち建てられた統治形態はどれも、大衆が無知であるからこそ威力を発揮することができる」からである (DC: 723 [57—9])。労働者階級の教育水準が向上すれば、彼らは自らが置かれた地位に甘んじていようはずもなく、支配階級が不平等を維持するための諸制度を守り抜くことは困難になるだろう。「大衆が特権を承認するということとは、既得権の所有者たちが、特権から排除されている人びとから、彼らの置かれている地位を認識するため

の判断力を奪っていることを示す何よりの証拠である」(DC:119「106」)。そしてラスキが問題としているのは、被支配階級が現行秩序に何らの疑いも差し挟もうとしないようなこの状況なのである。

このような状況を議会主義的な方法によって変革することを望むのならば、労働党は「社会主義者による統治が不可避免的であり正当であるということ」をあらかじめ市民に説得することが必要である」(DC:113「98」)。しかしながら、そのような企ては必然的に困難な状況に直面することになる。なぜならば人びとは、「未知なるものを試みるための組織が強力に出来上がっていないところでは、未知なるものに恐怖を感じる、あるいはさらに、彼らの慣れ親しんだシステムの崩壊によって追い詰められた場合でも、できるかぎり自分たちの慣例となっているようなやり方にするがりつく」からである(DC:767「六二一三」)。そして二度にわたって成立した労働党政権が社会主義に対する前進を何らなしえなかったのは、このような説得に失敗したためであった。

他方で、保守党陣営は本来的に有利な立場にある。なぜならば、「保守党の政治方針の強みの重大な根源は、これまで一切の伝統を味方につけている点にある」からだ。「激しい非難の雰囲気の中、これまでの伝統が挑戦を受け、従来の慣行が混乱に陥るとなると、大衆はほとんどのような場合でも、現状維持の勢力の側に頼ることになる」(DC:111「98」)。だからこそ一九二九年に端を発する世界恐慌を経たイギリスの経済的危機の状況の下ですら、労働者たちの大部分は従来の資本主義的な制度にしがみつくのである。事実、一九三五年に行われた総選挙においては、挙国政府成立の「戦犯」であったマクドナルドがすでに労働党から除名されたにもかかわらず、労働党が政権に返り咲くことはなく、反社会主義政党たる保守党が圧倒的勝利を収めたのであった。

(二) 民主主義、資本主義、ファシズム

イギリスの危機的状況を経験した後も資本主義体制全体に対してほとんど疑問を持たず自由主義の正しさを疑おう

としなかった多くの労働者とは異なり、ラスキ自身は社会主義体制の実現をもってこの危機を乗り越えることが喫緊の課題であると考えていた。というのは、彼はこのような資本主義社会の危機の先にあるものこそが、当時イタリアやドイツで猛威を振るっていたファシズムであると考えていたからである。

彼によれば、当時のイギリスを含む主要な先進国は、資本主義と民主主義との不安定な結合の上に成り立っていた。資本主義と民主主義との関係に関する彼の説明は次のようなものである。

資本主義と民主主義との結合を普遍的な理想とした資本主義の自由主義的段階は、その膨張期に対応していた。つまり、資本主義が生産過程からその完全な潜在力を引き出す力を持っていることが明白であった間は、民主主義的要求に対して譲歩する余裕もまたあった。(……)ところが資本主義が困難な状況〔すなわちその収縮期〕に陥るやいなや、譲歩の政治方針は心許ないものに思われた。(SLP: 180-1「九七—八」——傍点および「」内筆者)

ラスキはこのように、資本主義と民主主義との関係が「協調」として表れるか「対立」として表れるかは、資本主義がその「膨張期」にあるのか「収縮期」にあるのかによって決まると考えた。すなわち、資本家が労働者に対して譲歩する余裕を生み出せるほどに生産過程が生産力を発揮していた時代においては、労働者の問題はまだ民主主義的な枠組みの中で解決することができた。しかしながら、資本主義がその「収縮期」に入っていくにつれて——ラスキによればそれは第一次大戦以降のことであるが——、徐々に労働者に対する譲歩が不可能となってくると、資本主義国家は自身の延命策として、その強制力を用いて労働運動を抑圧しようとするのである。

資本主義の根底にあるような利潤獲得の衝動は賃金の引き下げや長時間労働などを含む労働条件の悪化を自ずから引き起こす。しかし一方で、民主主義は労働者階級をして、労働条件を改善するために自らの政治的権利を行使する

ことを可能にした。ファシズムは、このジレンマから資本主義を救うために起こったのだ。

そしてラスキは、非常事態を理由に議会の信任を受けずして成立した挙国政府に、それがファシズム的独裁に転じる潜在的な危険性を見出すのである。⁽³¹⁾つまり彼によると、ファシズムとは資本主義的秩序を維持するために民主主義的な手続きを廃棄することによって現れた支配形態なのである。

ここではただ、資本主義的民主主義の問題は——景気回復という起こりそうもない場合を除いては——資本主義の抑圧か民主主義の抑圧のどちらかによってのみ解決されうること指摘すれば足りる。前者は経済革命を、後者は政治革命を意味する。前者は生産手段の私有に代えて、共有制を採ることを意味する。そしてこの変革によって当然、社会においてまず階級関係の変化が、次いで他のあらゆる諸関係の変化が起こる。⁽³²⁾〔他方で〕民主主義の抑圧は、そのような階級関係上の根本的な変化を伴わないだろう。(STP: 303 [一五七]——〔〕内筆者)

ラスキは「経済革命」を成就させることによってこの危機を切り抜け、民主主義を存続させなければならないと考えた。なぜなら彼によれば、自己統治の政治形態たる民主主義の下でしか、個人の自由の実現は成しえないからである。⁽³³⁾ただし、ラスキは資本主義の「収縮期」が資本家と労働者との階級対立を激化させ、必然的に経済革命が導かれるというマルクスの予言には与しなかった。その理由は、ラスキが、ブルジョア化した労働者、すなわち「小ブルジョアジー」という階級を、資本主義的社会構造の強固さの重大な要因であると考えたからである。彼はマルクスがブルジョアジーとプロレタリアートという、歴史における単純な図式の二項対立を強調し、小ブルジョアジーを比較的重要性の低い階級として取り扱ったことを次のように批判している。

われわれの現状は、単に少数の資本家が、いよいよ窮乏化し耐え難い重荷を感じて革命に駆り立てられるようなはるかに多数のプロレタリアートに直面しているような状態ではない。彼が想像した階級意識の鋭い対立^{アンチテーゼ}というようなものは、ロシアのほかにはまったく存在しなかった。階級の境界は曖昧でありはつきりとしていない。資本主義の経済的發展は、労働階級の大部分のブルジョア化^{ブルジョア化} (embourgeoisement) を引き起こしたのであって、このことのもたらす心理的影響は重大である。(STP: 284 [二二一—二二])

このようにラスキは、マルクスの提示した多数の労働者と少数の資本家との対立という単純な図式を現実 に即して拒絶している。このような意味で、ラスキはマルクスの思想をそのままのかたちで無批判的に受け取ったのでは決していない。

そしてこのことはまた、ラスキが前期において彼の理論の出発点としていた「少数者による多数者の支配」という図式に修正を加えざるをえなかったことを意味する。なぜなら、このような単純な図式によつては、ファシズムの勃興——ラスキによれば、それは労働者階級によつて支持される資本主義の末路である——という現象を説明することはできないからである。

つまりわれわれは、苦境に立つ資本主義の困難によつて、労働者階級が統一するどころか分裂し、そしてそれゆえ、民主主義的な諸制度を滅ぼしうるファシスト同盟のようなものが可能となることで、資本家が国家に対する影響力を保持しつづけるような事態に直面しているのである。(……) ファシズムは、一方では大ブルジョア^{大ブルジョア}と小ブルジョア^{小ブルジョア} (grande and petite bourgeoisie) とを統一し、他方では労働者階級を分裂させることができたからこそ、それらの国々〔中央ヨーロッパおよびイタリア〕で成功したのである。(STP: 285 [二二二—二二三])

ここでラスキが労働者階級の分裂にファシズム躍進の一因を見出していることは重要である。というのは、事実、当時のイギリスにおいては、伝統的輸出産業に従事する労働者が貧困に苦しむなか、他方で国内市場志向の新しい産業に従事する「新興中産階級」は生活の質的向上を享受していたからである。このような労働者階級の分裂こそ、ラスキにとってはまさに当時のイギリス社会が抱えていた問題であった。そしてそれゆえに「経済革命」はますます絶望的なものと思えたのである。

また、このような小ブルジョア階級の軽視に加えて、ラスキはマルクスの思想の「ユートピア的な」側面に対しても次のような批判的見解を示している。「マルクスにはもちろん、ユートピア的な要素がある。これについては彼の信奉者たちは必ずしも十分な注意を払ってはいない。彼は歴史的過程をはなだ過度に単純化している。正義のための闘争は階級なき社会の創設によって終りはしないのである」⁽³⁴⁾。たとえ階級格差がなくなったとしても、諸個人の何ものにも代えがたい経験が多元的な宇宙をかたちづくるかぎり、政治的な見解の差異も——それが統一体を不可能にしようほど大きなものではないにしても——残る⁽³⁴⁾。「階級なき社会」は最終的な目標ではなく、ラスキの政治思想の究極目標であるところの、権力の広範な配分による個人の自由を実現するために整えるべき条件なのである。このように三〇年代におけるラスキのマルクス主義受容は、それ以前の時代に彼が展開した多元的国家論の前提を用意するために必要なものであった。マルクス主義の批判的受容を通じて、彼の「思慮なき服従」論は重要な発展を遂げた。彼は前期において、「少数者による多数者の支配」という現実分析を自身の理論的出発点とし、その前提自体には何ら手を加えようとはせず、それをいわばアプリオリな前提条件としてそこから議論を組み立てて行⁽³⁵⁾った。「三〇年代」以降、彼はこの前提条件自体を問題とし、いよいよその変革に着手するにいたったのである。そして彼は、マルクス主義の分析枠組みに従って階級関係に着目したからこそ、マルクスの——そして自分自身のものでもあった——「少数者による多数者の支配」という単純な枠組みに修正を施さざるをえなかった。彼にとって階級社会

とは資本家と労働者の階級意識の鋭い対立によって特徴づけられるようなものではなく、階級関係の複雑さが一因となつてきわめて薄弱な階級意識を持つ労働者が、自らの置かれた境遇すら認識できないほど判断力を奪われたような社会であつた。つまり、ラスキはマルクス主義を決してそのままのかたちでは受容したのではなかつた。⁽³⁶⁾そして彼はそのようなマルクス主義の批判的受容を通じて、「思慮なき服従」が資本主義的社会構造に起因するという認識に至つたからこそ、「思慮なき服従」の背後にある階級関係の変革の問題に取り組んだのであつた。

五 結 論

これまで見てきたように、ラスキの政治思想を彼独特の自由論に基づいた「個人主義的服従論」と、少数者による支配への多数者の「思慮なき服従」という現実分析とに分けてみると、「三〇年代」以前と以後とにおける一貫性と変遷とが明らかにになる。すなわち、前者は「三〇年代」に入ってからほとんどかたちを変えずに存続しており、後者はマルクス主義的階級国家観の受容によつてより洗練されたものに変化した。彼は、「少数者による多数者の支配」という従来の図式を「資本家階級による労働者階級の支配」に置きかえて見ることによつて、国家が必然的に階級関係を維持するための道具たらざるをえないということを確信するようになった。彼が前期に批判してきた主権論は、その支配を強固にするための一つのイデオロギー的手段にすぎない。いまや彼の批判的考察の対象は、そのような資本主義的社会構造自体を維持するためのイデオロギーたる自由主義というより大きな対象に移つた。

そしてこの自由主義の考察を通じて明らかになつたことは、それが単に資本家階級によつて支持されるイデオロギーであるばかりでなく、労働者階級からも信奉されているということであつた。このような観察は、一方では、マルクス死後五〇年後のラスキの時代において、新興中産階級の出現という現象によつて可能となつたものである。新

興中産階級は世界恐慌の下においても物質面での生活水準の向上を甘受した。彼らにはもはや労働者としての階級意識はないに等しかった。彼らは労働者階級の心理的分裂をもたらすと同時に、イタリアやドイツにおいてファシズム体制樹立の原動力となったような階級であった (STP: 283-6 [二二—三])。そして労働運動を抑圧する一連の立法に、ラスキはファシズムの脅威がイギリスにも迫っていることを見たのである。

しかし、より重要なのは、下層労働者階級も資本家階級の支配に甘んじているという状況である。彼らの多くは、資本主義的社会構造の正当性を疑うことができなかった。なぜならば、彼らは単に自身が慣れ親しんだ制度と自身にとって真に必要な制度とを峻別しうるような教育を受けていなかったからである。このような意味においても、マルクスが予言したとき、革命を必然的に導くような階級意識の鋭い対立は、少なくともラスキの生きた時代のイギリスにおいては存在しなかった。そしてこのような「思慮なき服従」こそ、資本主義国家を支える自由主義イデオロギーの本質であった。すなわち、自由主義はその発達史において、労働者階級を思考停止の状態に置き続けることによって、階級関係を安全に維持するためのイデオロギー装置たるべく磨き上げられてきたのである。そしてこのような状況を打破するためには、ラスキは階級なき社会を実現するしか方法はないと考えたのである。

以上のようなラスキにおける連続と変化は「目的」と「手段」の関係によっても表わしうる。つまり前期において彼は、個人の自由という究極目的を実現するために、権力の広範な配分という手段を講じる必要があると考えた。だが「三〇年代」に入って、彼は権力の広範な配分という目的を達成するためには、そのための手段として、階級なき社会を実現しなければならないという結論にいたった。このように見れば、前期から「三〇年代」までのラスキの思想に論理的な一貫性が保たれていることは明らかだ。つまり、個人の自由を実現するためには権力の広範な配分が必要であり、権力の広範な配分を実現するためには階級なき社会が必要なのである。

では階級なき社会という目的はいかにして実現されるのだろうか。ラスキはこの手段をめぐって、「三〇年代」

の間中、その立場を明確にすることができなかった。それは階級国家観の導入に加えて、「三〇年代」に入ってからラスキの政治思想に起こったもう一つの重要な変化と密接に関わっている。それは、議会政治に対する不信の増大と、それに伴う、暴力革命に対するアンビバレントな態度である。彼は自由党と保守党の二大政党時代の議会政治の成功の要因を、「両政党が自分たちの利益と関係している社会的・経済的制度の本質的原則を変革しようとはしなかった」ことに求め、いまや労働党と保守党との間にそのような根本的な一致を見出しえないため、「実力に頼らず理性に頼ってこの対立を克服できる見通しは、きわめて困難になってきている」と、議会的な手続きを通じた経済的変革の可能性に対して悲観的な見解を示している。ここだけを見てみると暴力革命論者にラスキが転じたかのようにも見えるが、しかし他方で、「国家の成員が基本的な政治的権利を享受していて、少数意見を正統意見に変えることが實際上可能であるようなところでは、革命に訴える前に、国家の憲法によって与えられている手段を尽くすことが市民の義務であると私は信ずる」とも述べている (STP: 213 [一六五])。このようにラスキの態度は、「三〇年代」の間は暴力革命と議会的変革との間で揺れ動いており、その変革論がより体系的に論じられ、「同意による革命」論に結実するのは四〇年代に入ってからのことである。⁽³⁸⁾

後の時代を生きるわれわれの目から見れば、資本主義が戦後に見せた回復力や、ソ連の崩壊などを見通せなかったラスキの洞察は非難しうるものなのかもしれない。資本主義の保存のために民主主義を抑圧した形態というファシズムの一面に視野を限定したため、彼がホロコーストのような現象を予言できなかったことも糾弾しうるかもしれない。⁽³⁹⁾ 資本主義に代えて社会主義を実現しなければ民主主義は廃棄され、ファシズムに陥るというラスキの予言は外れ、結果としては、彼が激烈に批判したところの、ケインズらによって主張された資本主義の枠内での解決策が功をなし、その後も生き残ったと言えるよう。しかしながら、資本主義が生み出す諸問題はすべてが解決を見たわけではない。資本主義的社会構造の必然的な帰結としての思慮なき服従という現象を明らかにした彼の政治思想は、現代を生

きるわれわれにとつても自由主義に対する一つの批判的な視座を提供しうるものなのではないだろうか。

〔付記〕本論文は「卓越した大学院拠点形成支援補助金」の支援を受けている。

・ラスキの「三〇年代」の著作からの引用は量が多いため、一部の文献に関しては、以下に示す略記とともに（ ）内に頁数を記した。また、邦訳の該当頁数は「」内に記した。

DC: *Democracy in Crisis*, Routledge, 1997 [1933].〔岡田良夫訳『危機にたつ民主主義』、ミネルヴァ書房、一九五七年〕。

STD: *State in the Theory and Practice*, George Allen & Unwin, 1935.〔石上良平訳『国家——理論と現実』、岩波書店、一九五二年〕。

REL: *The Rise of European Liberalism*, Routledge, 1997 [1936].〔石上良平訳『ヨーロッパ自由主義の発達』、みすず書房、一九五一年〕。

CTS: 'Crisis in the Theory of the State', *A Grammar of Politics*, Routledge, 1997 [1938].〔岡田良夫訳『議会制国家論の危機』、議会政治の崩壊と社会主義』、法律文化社、一九七八年〕。

・邦訳のある外国語文献に関しては、訳に適宜修正を加えた。

(1) イギリス現代史を研究する歴史家たちはこの「三〇年代」という時代をイギリス史における一つの特異な時代として記録している。例えば、イギリス現代史の研究者A・J・P・テイラーは、「一九三一年九月は、戦間期におけるイギリス史の分水嶺となった」とし、「再建、復興、回復」をそのメルクマールとする二〇年代と対照的な時代としての、「計画」の「三〇年代」を際立たせている(A. J. P. Taylor, *English History: 1914-1945*, Oxford University Press, 1965, pp. 298-9.〔都築忠七訳『イギリス現代史』、みすず書房、一九六八年、二六九—七〇頁〕)。また、水谷三公はこの「三〇年代」を「欧米知識人のマルクス主義接近が顕著になる、いわゆる『赤い三〇年代』と表現し、そのような知識人の代表格としてラスキを位置づけている(水谷三公『ラスキとその仲間——赤い三〇年代』と知識人』、中央公論社、一九九四年、i頁、二二—二三頁)。ほかに、マルクス主義が当時のイギリスの知識人に与えた衝撃と影響を考察した論文として、モリス・ドップ著、加藤喜

- 代志、天羽康夫訳『「一九三〇年代」のイギリス・マルクス主義』、水田洋編『講座 マルクス主義 3』、日本評論社、一九六〇年がある。
- (2) Herbert A. Deane, *The Political Ideas of Harold J. Laski*, Archon Books, 1972 [1955] [野村博訳『ハロルド・ラスキの政治思想』、法律文化社、一九七七年]。
- (3) ディーンの研究の影響力に関して、Michael Newman, *Harold Laski: A Political Biography*, Merlin Press, 2009 [1993], pp. xiv-v; 小笠原欣幸『ハロルド・ラスキ——政治に挑んだ政治学者』、勁草書房、一九八七年、「はじめに」を参照。
- (4) ニューマンはディーンの研究と冷戦との関係を示唆しており、彼のラスキ批判の背後には政治的意図があるとしている (Newman, *Harold Laski*, pp. xiv-v)。
- (5) Bernard Zylstra, *From Pluralism to Collectivism: The Development of Harold Laski's Political Thought*, Van Gorcum, 1968, p. 133.
- (6) W. H. Greenleaf, 'Laski and British Socialism', *History of Political Thought*, II (3), 1981, p. 587.
- (7) Peter Lamb, 'Laski on Sovereignty: Removing the Mask from Class Dominance', *History of Political Thought*, XVIII (2), 1997, pp. 326-42; Peter Lamb, 'Laski's Ideological Metamorphosis', *Journal of Political Ideologies*, IV (2), 1999, pp. 239-60.
- (8) Lamb, 'Laski on Sovereignty', p. 329, 334; 'Laski's Ideological Metamorphosis', pp. 249-52.
- (9) Harold J. Laski, *The Foundation of Sovereignty and Other Essays*, Routledge, 1997 [1921], pp. 233-5 [辻清明訳「主権の基礎」、『世界の名著 七二』ベネショント・ラスキ・ベッキンジャー』、中央公論社、一九八〇年、二九六—八頁]。
- (10) Laski, *The Foundation of Sovereignty and Other Essays*, p. 236 [三九九頁]、pp. 244-5 [四〇六頁]。
- (11) Harold J. Laski, *Liberty in the Modern State*, Penguin Books, 1937 [1930], p. 90 [飯坂良明訳『近代国家における自由』、岩波書店、一九七四年、一〇四頁]。
- (12) Harold J. Laski, *Authority in the Modern State*, Routledge, 1997 [1919], p. 31; Laski, *The Foundations of Sovereignty and Other Essays*, pp. 7-8 [三三十七頁]。
- (13) Laski, *The Foundations of Sovereignty and Other Essays*, p. 241 [四〇三頁]。
- (14) この意味で、ラスキが「三〇年代」においてその多元論的立場を完全に逆転させ、主権概念を認めるにいたったというディーンの主張は誤りである (Deane, *The Political Ideas of Harold J. Laski*, p. 155 [一五五頁])。彼はラスキの「三〇年

- 代」の代表的著作である『理論と現実における国家』(*The State in Theory and Practice*)の中の、国家は「個人や集団に対して法的に (legally) 優越している強制権力を持つ」(STP: 21 [六]——傍点筆者)という一節を引用してその論拠としているが、彼はまさにこの「法的に」という重要な限定を見逃すことによって、このような誤解を犯しているのである。ラスキの政治理論においては、「三〇年代」まで一貫して、国家は一方で法学的観点からは他の集団に優越しており、他方で道徳的観点からは他の集団と同等の地位を与えられている。ラスキの前期におけるこの「法学的」(legal)範疇と「道徳的」(moral)範疇との区別については、梅澤佑介「思慮なき服従への警鐘——ハロルド・ラスキの多元的国家論をめぐって」、『法学政治学論究』、第九六号、二〇一三年、三一—四一頁を参照。
- (15) 梅澤「思慮なき服従への警鐘」三三八—九頁を参照。
- (16) ラスキの思想に変遷を認める大部分の研究においては、彼の思想のマルクス主義的段階は挙国政府が成立した一九三一年八月二五日から始まったものと見なされている。またその終わりは、多くの場合、第二次大戦が本格化し、彼が「同意による革命」論の構想を練りはじめたと思われる一九三九年に設定されている。例えば、Deane, *The Political Ideas of Harold J. Laski*; Zylstra, *From Pluralism to Collectivism*; 小笠原「ハロルド・ラスキ」を参照。ただし、一九三一年という境界線を相対化し、ラスキのマルクス主義への接近をより緩慢なものとして捉え直したニューマンのような立場もある (Newman, *Harold Laski*)。
- (17) Harold J. Laski, *I Believe: A Series of Intimate Credos*, Clifton Fadiman (ed.), Simon and Schuster, 1939, pp. 142-3 [喜多村浩訳『私は信ずる』、社会思想社、一九五七年、六六—七頁]。
- (18) Laski, *I Believe*, p. 143 [六七頁]。
- (19) 例えば、Harold J. Laski, *A Grammar of Politics*, pp. 151-2 [日高明三、横越英一訳『政治学大綱 上巻』、法政大学出版局、一九五二年、二二四—五頁]を参照。
- (20) Laski, *I Believe*, p. 144 [六八—九頁]。なお、「浸透 (permeation)」については注 (22) の中で後述する。
- (21) Harold J. Laski, 'Some Implications of the Crisis', *The Political Quarterly*, II (4), p. 468 [岡田良夫訳「一九三一年の政治的危機について」、『危機のなかの議会政治』、法律文化社、一九六四年、九〇頁]。
- (22) 「浸透 (permeation)」作戦とは、「協会が目指す諸政策の実現へと向けて既存政党に各種の圧力を行使していく」フェビアン協会の活動方針を意味した (光永雅明「社会主義運動の結社——フェビアン協会」、川北稔編、『結社のイギリス史——

- クラブから帝国まで』、山川出版社、二〇〇五年、一五四頁）。このような政策の背後には、資本家階級を説得して議会を通じた社会主義的な立法を行うことは可能であるという信念があった。
- (23) 梅澤「思慮なき服従への警鐘」、三二六―七頁を参照。
- (24) このことから、「一九三二、三年には、彼がマルクス主義の立場を採るので、この個人主義的な服従論は彼の著作から姿を消し」たとするディーン指摘は誤りであることが分かる（Deane, *The Political Ideas of Harold J. Laski*, p. 172（一七三頁））。
- (25) Laski, *Liberty in the Modern State*, p. 88（一〇二頁）。
- (26) 梅澤「思慮なき服従への警鐘」三二八―三三〇頁を参照。
- (27) Laski, *A Grammar of Politics*, p. 288（四〇二―三頁）。
- (28) Harold J. Laski, 'Introduction to the Pelican Edition', *Liberty in the Modern State*, Penguin Books, 1937, p. 37-8（岡田良夫訳「自由の危機とファシズム」、『危機のなかの議会政治』、一二八―九頁）。
- (29) Laski, *The Foundation of Sovereignty and Other Essays*, p. 209（三七七頁）。
- (30) 以下の「中産階級（middle class）」とはフランス革命当時の第一身分たる聖職者、第二身分たる貴族から区別された、第三身分たる「平民」を指す概念であって、後述するラスキ思想の重要な要素である「新興中産階級」とは当然のことながら異なる概念であることに注意されたい。
- (31) Laski, 'Some Implication of the Crisis', pp. 468-9（九〇―一頁）。
- (32) Laski, *Liberty in the Modern State*, pp. 66-7（七四―五頁）。
- (33) Harold J. Laski, 'Marxism after Fifty Years', *Current History*, XXXVII, 1933, p. 695（服部辨之助訳「マルクス死後五十年」、『カール・マルクス』、角川書店、一九五七年、八三頁）。
- (34) Laski, *Liberty in the Modern State*, pp. 90-1（一〇四―五頁）。
- (35) Laski, *Authority in the Modern State*, p. 32; Laski, *A Grammar of Politics*, p. 21（四七頁）。
- (36) ディーンは、資本主義の枠内における社会福祉の改善の歴史を指摘しつつ、次のようにマルクスの予言の失敗を非難している。「この改良的な傾向は、革命感情の一般的な衰退を伴ってきた。（……）政治的にも経済的にも、労働者階級は決して同質的な集団ではない。（……）現実には、現代国家は一八五〇年の国家よりも労働者からの圧力にはるかに影響を受けや

すいのである」(Deane, *The Political Ideas of Harold J. Laski*, pp. 165-7 (一六三—五頁)).

しかしながら、このような批判をそのままラスキにも向けるのは妥当ではない。というのは、これまで見てきたことから明らかのように、ラスキはこのようなマルクスの誤りを認めていたからこそ、資本主義の「膨張期」と「収縮期」という枠組みを持ち出して、このような資本家による譲歩は「膨張期」にのみ可能であるのにもかかわらず、「収縮期」に入っただラスキの時代においても、まだ社会問題が資本主義の枠内でも解決可能であるということが信じられていたことを批判したのである。

- (37) Harold J. Laski, 'The Present Position of Representative Democracy', G. Bernard Shaw (ed.), *Where Stands Socialism Today*, Rich & Cowan, 1933, p. 12 [岡田良夫訳「議会政治の崩壊と社会主義」、『議会政治の崩壊と社会主義』、九頁].
- (38) 「同意による革命」論に重点を置いたラスキ研究としては、小笠原「ハロルド・ラスキ」、毛利智「ハロルド・ラスキの社会変革論——議会主義と革命主義のはざまで」、『政治思想研究』、第一一号、二〇一一年、四三〇—六五頁、がある。
- (39) Newman, *Harold Laski*, p. 158.

梅澤 佑介 (うめざわ ゆうすけ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
 最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
 所属学会 政治思想学会
 専攻領域 政治思想史
 主要著作 「思慮なき服従への警鐘——ハロルド・ラスキの多元的国家論をめぐって——」『法学政治学論究』第九十六号 (二〇一三年)